社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会WEBページ広告取扱規程

平成 21 年 8 月 20 日 要領第 2 号 改正 平成 26 年 10 月規程第 17 号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会(以下「市民社協」という。)が運営するWE Bページへの有料広告を掲載することにより、広報活動にかかる財源確保及び地域福祉の推進を図るため、 必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性をもてるものでなければならない。

(掲載基準)

- 第3条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。
 - (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ①人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - ②法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ③他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - ④市民社協の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - (5)公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - ⑥宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - ⑦非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ⑧社会的に不適切なもの
 - ⑨国内世論が大きく分かれているもの
 - (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ①誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

例:「世界一」「一番安い」など(掲載に際しては、根拠となる資料を要する)

②射幸心を著しくあおる表現

例:「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」など

- ③人材募集広告については、労働基準法など関係法令を遵守していないもの
- ④虚偽の内容を表示するもの
- ⑤法令等で認められない業種・商法・商品
- ⑥国家資格などに基づかない者が行う療法など
- ⑦責任の所在が明確でないもの
- ⑧広告の内容が明確でないもの
- ⑨国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等しているかのような表現のもの

- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ①水着姿及び裸体姿などで広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告 内容に関連するなど、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - ②暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ③残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - ④暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - ⑤ギャンブルなどを肯定するもの
 - ⑥青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(広告の規格と掲載位置等)

- 第4条 広告の規格及び掲載位置については、次のとおりとする。
 - (1) 広告の規格

縦60 ピクセル×横120 ピクセル

(2) 画像形式

G I F又はアニメーションG I F

(3) データ容量

25KB以内

(4) 掲載位置

市民社協が指定した場所とする

2 前項と異なる規格については、別途定めることとする。

(掲載の募集等)

第5条 広告の募集は、市民社協広報紙、市民社協ホームページなどで行なうものとする。

(掲載の申し込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、別に定めたバナー広告掲載申込書(様式第1号)及び申込者自ら作成した広告案を市民社協より指定された期日までに遅滞なく、市民社協会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

- 第7条 会長は、前条の申込書を受理したときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、様式第2号を用いて申込者に通知するものとする。
- 2 広告の申し込みが該当広告件数を超えた場合で、かつ、会長が広告掲載者として適当として認めたときは、事務局においてより市民社協の事業目的に合致するものを掲載広告として決定するものとする。
- 3 別に定めた広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日まで に、広告案を提出しなければならない。

(広告案の審査)

第8条 会長は、前条第3項に規定する広告案が提出されたときは、その内容を速やかに審査し、必要がある場合は広告主に修正を求めることができる。

(掲載期間及び掲載料)

第9条 広告の規格、掲載料金及び掲載期間は、次のとおりとする。

規格区分		載	料	金		載	期	間		
------	--	---	---	---	--	---	---	---	--	--

第1号広告	50,000 円/回	4月1日~9月30日 (6か月契約)
第2号広告	50,000 円/回	10月1日~3月31日 (6か月契約)
第3号広告	10,000 TI / F	広告主の希望する期間 (1か月契約)
	10,000 円/月	※掲載開始日から掲載開始日の属する月の末日まで

(掲載料の納入)

第10条 広告主は前条の掲載料金について、市民社協の指定する期日までに一括して納入するものとする。 ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(広告主の責任)

- 第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
- 2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

- 第12条 会長は、第7条の規定による広告掲載の決定を申込者に通知した後であっても、次のいずれかに該当する場合は、会長はこの決定を変更し、又は解除することができるものとする。
 - (1) 会長が指定する期日までに広告案を提出できなかったとき、又は広告掲載料を納付しなかった場合
 - (2) 第8条の規定による広告内容の修正を広告主が行わない場合
 - (3) 広告の内容に虚偽の記載があった場合
 - (4) 申込者が刑事罰に処せられた場合
 - (5) 広告主、バナー広告の内容又はリンク先WEBページの内容などが、各種法令に違反している、あるいはおそれのあるとき、又はこの規程に抵触するものであるときで、第8条の規定によっても解消できないとき
 - (6) その他、会長が特に広告掲載に支障があると認めた場合

(広告掲載料の環付)

第13条 広告掲載料は、還付しない。ただし、市民社協の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付するものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成21年9月1日より施行する。

付 則

この規程は、平成26年11月1日より施行する。